### 「高校生のためのキャリアガイダンス」への参加企業の募集について 【応募要領】

神戸市内の高等学校に在籍する高校生を対象に、ブース形式での業界・会社説明会を行う「高校生のためのキャリアガイダンス」への参加企業を次のとおり募集します。

### 1. 「高校生のためのキャリアガイダンス」について

- (1) 目的:神戸市内の高等学校に在籍する高校生の就業観を醸成し、適切な職業選択や就業前の理解不足による 早期離職の防止を図るとともに、市内企業への関心を高めることにより、市内企業の人材確保及び人材定着 の実現を支援します。
- (2) 日時: 2025年12月16日(火) 9:30~13:30
- (3) 会場:神戸国際展示場3号館(神戸市中央区港島中町6-11-1)
- (4) 実施内容: ブース形式での業界・会社説明会(25分×5~6 セッション)
  - ※高校生との質疑応答を必ず含んでください。
  - ※高校生の採用を目的とした行為(採用広報に該当する行為や個人情報の収集等の行為)等、当 事業の趣旨に反した行為を行わないでください。
- (5) イベント参加者(予定):次に掲げる高等学校の生徒
  - ① 兵庫県立兵庫工業高等学校 1・2 年生 約 500 名
  - ② 神戸市立科学技術高等学校 1.2 年生(就職希望者) 約 300 名
  - ③ 神戸市立神港橘高等学校 1·2 年生(就職希望者) 約 100 名
  - ④ 兵庫県立神戸商業高等学校 1・2 年生(就職希望者) 約 150 名
  - ⑤ 彩星工科高等学校 1・2 年生(就職希望者)約 100 名

### 2. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集企業数:55 社程度
  - ※参加予定校出身の社員がおられましたら、各社1名様ご同行頂きますようお願いいたします。
- (2) 募集期間: 2025年8月8日(金) 17時まで
  - ※応募数が募集数の2倍に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。
- (3) 参加費:無料 ※会場までの交通費等は参加者の負担となります。
- (4) 応募要件:応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
  - ① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。
  - ② 2027年3月卒業予定の高校生を正社員として採用する計画があること。
  - ③ 自社ホームページを設けていること又は設けていない場合でも確実に設ける予定であること。
  - ④ 市税の未納・未申告がないこと。
  - ⑤ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
  - ⑥ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
- (5) 応募方法: こちらからご応募ください。 https://forms.gle/eLZRabu32E7mncXb7
- (6) 当落結果の通知: 2025 年 8 月 19 日 (火) までに、神戸市事業運営事務局 (株式会社キャリタス) から、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

## 3. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市事業運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、参加企業を決定します。

### 「高校生のためのキャリアガイダンス」への参加企業の募集について 【応募要領】

① 各種の認定、表彰、登録の有無(応募日時点)

認定機関	項目
神戸市	こうべ女性活躍推進企業(※ミモザ企業)、こうべ男女いきいき事業所表彰、神戸 SDG s
	表彰
兵庫県	ひょうご応援企業、仕事と生活の調和推進認定企業、仕事と生活のバランス表彰企業、ひょ
	うご産業 SDG s 認証企業
围	(厚生労働省) 安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん
	認定・トライくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定
	(経済産業省)健康経営優良法人認定

② 高校生又は高校新卒者のための各種取組みを行っていること

#### 【取組み例】

- ア) 高校生を対象としたインターンシップの実施実績の有無
- イ) 応募前職場見学の実施実績の有無
- り) 高校新卒者のための教育・ 研修制度、メンター制度、キャリアコンサルティング制度の整備の有無
- ③ 過去の本市主催事業への参加状況
- ④ 神戸市内企業住宅手当等支援補助金等の活用状況
- ⑤ 企業規模・業種のバランス
- (2) 応募の落選又は参加決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員(「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年 3 月条例第 29 号)」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)が役員として経営に関与(実質的に関与している場合も含む)している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合
- (3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに神戸市事業 運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

# 「高校生のためのキャリアガイダンス」への参加企業の募集について【応募要領】

# 4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課(雇用・労働担当)

## 5. 運営事業者·問合せ先

神戸市事業運営事務局(株式会社キャリタス)

電話番号:06-6202-2526

Eメールアドレス: info\_wekobe@career-tasu. co. jp